

蒲郡市新型コロナウイルス感染症対策

農漁業者支援金

給付申請マニュアル

令和3年4月

蒲郡市

【注意】

愛知県の「感染防止対策協力金」（以下「県協力金」という。）又は経済産業省の「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」（以下「一時支援金」という。）を申請予定の事業者につきましては、県協力金又は一時支援金の交付決定額が確定後に本支援金を申請していただきますようお願いいたします。

第 I 部 受給の要件及び給付額

1 受給対象となる事業者

支援金の対象となる事業者は、新型コロナウイルス感染症の影響で売上が減少している農業又は漁業を主たる事業として営む個人事業主又は法人格を有する団体です。

下記（１）から（８）に該当することが必要です。

（１）蒲郡市内で事業を行っていること

（２）農業又は漁業を主たる事業として営む個人事業主又は法人格を有する団体であること

※収入金額のうち農業又は漁業の事業収入が主な収入である事業者

○個人事業主とは

株式会社等の法人を設立せずに自ら事業を行っている人であり、収入金額のうち事業収入が主な収入である方を対象とします。

○法人格を有する団体とは

株式会社、有限会社等の各種法人が対象となります。

（３）売上額が次のいずれかに該当すること

① 令和３年の１月又は２月のいずれかひと月の売上額が前年同月と比較して２０％以上減少していること

② 申請日において令和３年の１月又は２月のいずれかひと月の売上額が前年同月と比較できない事業者は、令和３年の１月又は２月のいずれかの月の売上額が事業開始日から申請日までの連続する任意の３か月間の月額平均売上額と比較して２０％以上減少していること

（４）次に掲げるいずれかの事業の交付申請を、本市又は他市町村に行っていないこと

① 蒲郡市新型コロナウイルス感染症対策中小企業等支援金

② 農漁業者支援金に類する他市区町村が給付する協力金又は支援金

（５）令和２年１１月３０日時点で開業しており、農業又は漁業の経営実態が確認できること

（６）交付申請日から交付決定日までにおいて倒産・廃業していないこと

(7) (該当する事業者のみ) 県協力金又は一時支援金をすでに申請し、交付決定額が確定している/県協力金又は一時支援金の申請を今後する予定がないこと
※県協力金又は一時支援金の対象となる事業者が、当支援金の申請をした後に県協力金又は一時支援金の申請をしたことが発覚した場合、当支援金の返還をしなければなりませんのでご注意ください。

(8) 誓約書に記載されている事項を誓約できること
様式第2号「蒲郡市新型コロナウイルス感染症対策農漁業者支援金の申請に関する誓約書」に記載されている事項を誓約することが必要です。

※ ただし、(1) から (8) の規定に関わらず、以下の項目に該当する事業者は、交付の対象となりません。

- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が役員となっている事業者
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接に関係を有する事業者
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する事業を営む者でないこと。
- 国及び法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に規定する公共法人
- 政治団体
- 宗教上の組織又は団体
- 前各号に掲げる者のほか、支援金の趣旨に照らして市長が適当でないと認める者

2 支援金給付額

支援金給付額は**限度額 10万円**とし、下記の算定方法で算出します。(千円未満切り捨て)

なお、蒲郡市内に複数の事業所を持つ事業者においても、申請は1回のみとなります。

○支援金の算定方法

(【前年1月と2月の売上額の合計】－【令和3年1月と2月の売上額の合計】) × 1 / 2

=支援金給付額

※令和3年の1月・2月の売上額の合計を前年同月と比較できない事業者は、事業開始日から申請日までの連続する任意の3か月間の売上額の平均の2倍の額から令和3年の1月・2月の売上額の合計を差し引いた額の1/2を支援金給付額とします。

※ただし、県協力金又は一時支援金を受給している事業者については限度額10万円とし、下記の算定方法で算出した金額が支援金給付額となります。

○支援金の算定方法

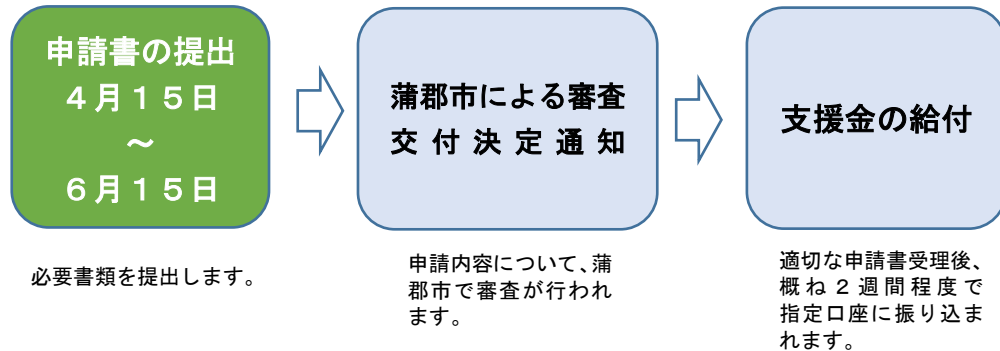
(【前年1月と2月の売上額の合計】－【令和3年1月と2月の売上額の合計】－【県協力金又は一時支援金の受給額】) × 1 / 2

=支援金給付額

第Ⅱ部 受給の手続き

1 受給の手続きの流れ

支援金の受給の手続きは、おおむね次のような流れとなります。



2 受付期間

令和3年4月15日（木）から6月15日（火）まで（必着）

3 申請の手続き

支援金を受給しようとする事業者は、申請に必要な書類を提出するとともに、追加の提出を求められた場合には、速やかに追加提出する必要があります。

なお、提出した書類の控えは、交付決定されたときから5年間保存しなければなりません。

4 申請に必要な書類

(1) 様式第1号

蒲郡市新型コロナウイルス感染症対策農漁業者支援金交付申請書（請求書）

(2) 様式第2号

蒲郡市新型コロナウイルス感染症対策農漁業者支援金の申請に関する誓約書

(3) その他必要な添付書類

- ① 農業または漁業を行っていることが分かる書類
- ② 売上額がわかる書類
- ③ 振込先口座が分かる書類
- ④ 本人確認書類
- ⑤ 県協力金又は一時支援金の受給金額がわかる書類

※ 詳細は別表「添付書類一覧」のとおり

- 支援金申請書等の様式は、（蒲郡市のホームページ）からダウンロードすることができます。
- 提出時には必ず控えをとり各自保管してください。一度提出された書類は返却しません。

5 申請方法

申請する事業者は、必要な書類一式を、簡易書留など郵便物を追跡できる方法で次の宛先まで送付してください。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送での提出をお願いします。

申請書類の送付先

○郵送

〒443-8601

蒲郡市役所 農林水産課

蒲郡市新型コロナウイルス感染症対策農漁業者支援金担当 宛

注意：切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

6 給付方法

蒲郡市による審査完了後、適当と認められる場合、申請者に対して通知するとともに、指定口座に支援金を振り込みます。

なお、申請内容が不相当と認められる場合は、申請者に対しその旨通知します。

7 その他

交付決定事業者が虚偽申請、その他不正な手段により支援金の給付を受けた場合は支援金を返還しなければなりません。

また、支援金の交付を受けた後に県協力金又は一時支援金の申請を行ったことが発覚した場合は支援金を返還しなければなりません。

8 お問合せ先

蒲郡市役所 農林水産課

蒲郡市新型コロナウイルス感染症対策農漁業者支援金担当

電話番号 0533-66-1126（直通）

対応時間 平日8時30分から17時まで

支援金の“振り込め詐欺”“個人・企業情報の搾取”にご注意ください。

- 蒲郡市がATM（銀行・コンビニなどの現金自動支払機）の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。
- 蒲郡市が、「蒲郡市新型コロナウイルス感染症対策農漁業者支援金」を給付するために、手数料などの振込を求めることは絶対にありません。
- 現時点で、蒲郡市が銀行口座の番号などの企業・個人情報に照会することは、絶対にありません。